

公共交通のオープンデータ化に関する覚書

福岡県と九州産業大学は相互の連携協力について、次の通り覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、福岡県と九州産業大学が公共交通のオープンデータ化に係る事業において相互に連携・協力することにより、持続可能で多様かつ質の高い地域公共交通の実現に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第 2 条 福岡県と九州産業大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力を行う。

- （1）県内公共交通のオープンデータ化に関すること
- （2）その他、上記目的達成のために両者が必要と認める事項

（協議）

第 3 条 この覚書の具体的事項の実施及びこの覚書に定めのない事項については、福岡県と九州産業大学の協議により定めるものとする。

（有効期間）

第 4 条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。期間満了の日の 3 カ月前までに、双方のいずれからでも何らかの申し出がないときは、さらに 1 年更新するものとし、その後も同様とする。

この覚書の締結の証として、本覚書 2 通を作成し、双方が記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 12 月 25 日

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡市東区松香台 2 丁目 3 番 1 号

九州産業大学 学長 北島 己佐吉